

# 小規模多機能型居宅介護みやざわ苑 利用料金表

(平成30年4月1日から)

## 1. 基本サービス費

登録者の通常利用

要介護度	1か月の負担額 (円)	
	1割の方	2割の方
要支援1	3,403	6,806
要支援2	6,877	13,754
要介護1	10,320	20,640
要介護2	15,167	30,334
要介護3	22,062	44,124
要介護4	24,350	48,700
要介護5	26,849	53,698

登録者以外の緊急利用

短期利用居宅介護費	要介護度	1日の負担額 (円)	
		1割の方	2割の方
	要支援1	419	838
	要支援2	524	1,048
	要介護1	565	1,130
	要介護2	632	1,264
	要介護3	700	1,400
	要介護4	767	1,534
	要介護5	832	1,664

## 2. サービス提供体制及び利用者の状況により上記サービス費用に加算される金額

(介護保険給付の自己負担分)

区分	1か月の単位 (円)		要件等
	1割の方	2割の方	
初期加算	30 (1日)	60 (1日)	登録した日から起算して30日以内
認知症加算Ⅰ (要介護のみ)	800	1,600	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当するかた
認知症加算Ⅱ (要介護のみ)	500	1,000	要介護2であって、かつ日常生活自立度のランクⅡに該当するかた
若年性認知症利用者受入加算 (介護給付)	800	1,600	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている
若年性認知症利用者受入加算 (介護予防給付)	450	900	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている
看護職員配置加算Ⅰ (要介護のみ)	900	1,800	常勤専従の看護師を1名配置
看護職員配置加算Ⅱ (要介護のみ)	700	1,400	常勤専従の准看護師を1名配置
看護職員配置加算Ⅲ (要介護のみ)	480	960	常勤換算で1名以上の看護職員を配置
看取り連携体制加算	64 (1日)	128 (1日)	看取り期のかたに対し、看護師により24時間連絡できる体制と看取りの対応方針を説明し同意を得ておく等 (看取りの日を含め30日以内に加算)
訪問体制強化加算	1,000	2,000	訪問を担当する従業者を一定以上配置し、1月あたりの延べ訪問回数が一定数以上
総合マネジメント体制強化加算	1,000	2,000	利用者や家族等の環境等の変化に応じ随時「小規模多機能型居宅介護計画」の見直しを行い、かつ利用者の地域における活動が確保されている等
栄養スクリーニング加算	5 (回)	10 (回)	栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合 ※6月に1回を限度
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	640	1,280	従業者毎に研修計画を作成し研修を実施し、利用者に関する情報等の伝達か従業者の技術指導を目的とした会議を定期的で開催のうえ、介護職員のうち介護福祉士が50%以上
サービス提供体制強化加算Ⅰイ (短期利用)	21 (1日)	42 (1日)	〃

サービス提供体制強化加算Ⅰロ	500	1,000	利用者に関する情報等の伝達か従業員の技術指導を目的とした会議を定期的開催のうえ、介護職員のうち介護福祉士が40%以上
サービス提供体制強化加算Ⅰロ (短期利用)	16 (1日)	32 (1日)	〃
サービス提供体制強化加算Ⅱ	350	700	利用者に関する情報等の伝達か従業員の技術指導を目的とした会議を定期的開催のうえ、介護職員のうち常勤職員が60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ (短期利用)	12 (1日)	24 (1日)	〃
サービス提供体制強化加算Ⅲ	350	700	利用者に関する情報等の伝達か従業員の技術指導を目的とした会議を定期的開催のうえ、介護職員の総数のうち勤続3年以上が30%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ (短期利用)	12 (1日)	24 (1日)	〃
介護職員処遇改善加Ⅰ	基準に適合した介護職員の賃金の改善等を事業所が実施した場合、基本サービス費と各種加算の合計の10.2%を加算		

### 3. 生活費

区分	金額 (円)		備考
宿泊室料金 (個室)	1泊	1,400	
宿泊室料金 (間仕切り室)	1泊	1,200	
光熱水費	1泊	500	
食費 (朝)	1食	320	
食費 (昼)	1食	580	おやつ代含む
食費 (夕)	1食	550	

### 4. その他実費

区分	金額 (円)		備考
紙オムツ代	実費		希望による
特別食	実費		行事食の特別料金
レクリエーション費	実費		希望による
新聞代	実費		利用者全員で按分

負担2割のかた：単身の場合年間所得160万円以上、2人以上世帯の場合世帯収入346万円以上。

#### 高額介護サービス費

サービス費用（保険給付の本人負担）の1か月の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が長岡市への申請により払い戻されます（高額介護サービス費の支給）。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	現役並み所得
個人の上限額月)	15,000円	15,000円	24,600円	44,400円	44,400円

(現役並み所得：世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合、当該世帯の月額上限は44,400円。ただし、同一世帯内にいる第1号被保険者の収入の合計が520万円（世帯内の第1号被保険者が本人1人のみの場合は383万円）に満たない場合の月額上限は37,200円。)